IV 調査票

)

■ 市民の防災意識について

平成23年3月11日に発生しました東日本大震災から1年以上が経過しました。震災後の市民のみなさんの 防災意識を調査し、各種防災計画等の見直しのための基礎データや、防災に関する普及・啓発事業を実施する 際の参考資料とさせていただくために、次の問にお答えください。

- 問1 川崎市や、お住いの地域の町内会・自主防災組織等が主催する「防災訓練」に参加したことがありますか。(〇は1つだけ)
 - 1 震災前から参加したことがある
 - 2 震災後に初めて参加した
 - 3 参加したことがない ├─ 問1-1へ
- 問1-1 <u>問1で「3 参加したことがない」と回答した方にうかがいます。</u> 参加しない理由は何ですか。(あてはまるものすべてにO)
 - 1 開催の日時等が分からない
 - 2 開催の日時に参加できない
 - 3 知っている人がいない、または少ないので参加しづらい
 - 4 参加する必要性を感じていない
 - 5 その他(具体的に:
- 問2 防災に関する家庭内での取組についてお聞きします。
 - A. 現在、大規模な地震に対応するため、家庭内で次のような取組を行っていますか。(あてはまるものすべてにO)
 - B. <u>Aで〇をつけた項目のうち</u>、東日本大震災後に新たに家庭内で行うようになった取組はありますか。 (あてはまるものすべてに〇)

	A 現在行っている 取組	B <u>東日本大震災後に</u> <u>新たに</u> 行うように なった取組
① 家具類の適切な配置や転倒防止策	1	1
② 窓ガラスの飛散防止策	2	2
③ 懐中電灯など、停電に対する備え	3	3
④ 3日分以上の食料や飲料水(1人1日3リットル)の備蓄	4	4
⑤ 家族との連絡方法の決定	5	5
⑥ 避難所の確認	6	6
⑦ その他(具体的に:)	7	7
8 特になし	8	8

- 問3 本市では、市内の災害に関する緊急情報を様々な手段を用いて配信しています。
 - A. 次の手段で配信していることをご存知ですか。(あてはまるものすべてにO)
 - B. 実際にどの手段で情報を入手したことがありますか。 (あてはまるもの<u>すべてにO</u>)

	A 知っている 手段	B 実際に情報を 入手したことが ある手段
① 市ホームページの「川崎市防災気象情報」(パソコン、携帯電話)	1	1
② メールニュースかわさき (電子メール配信サービス)	2	2
③ 防災行政無線(屋外スピーカー)	3	3
④ 防災テレホンサービス	4	4
⑤ 緊急速報メール (NTT ドコモの「エリアメール」、ソフトバンク及びauの「緊急速報メール」)	5	5
⑥ テレビ神奈川のデータ放送による防災気象情報	6	6
⑦ ケーブルテレビ(イッツコム)による防災気象情報	7	7
⑧ かわさきエフエム (79.1MHz) による緊急放送	8	8
⑨ 市ホームページの「防災情報ポータルサイト」(パソコン、 携帯電話)	9	9
⑩ 広報車	10	10
① その他(具体的に:)	11	11
⑫ 特になし	12	12

問4 緊急地震速報は、地震発生直後に震源や地震の規模を推定し、各地での地震の到達時間や震度を予測し、お知らせするものです。緊急地震速報をどのような手段で入手していますか。(あてはまるものすべてにO)

1	テレビの放送	
2	ラジオの放送	
3	携帯電話の緊急速報メール等	
4	専用の受信機	
5	その他(具体的に:)	
6	緊急地震速報を知らない	

問5 緊急地震速報が出たときの行動を考えていますか。(Oは1つだけ) また、そのときの行動/考えていない理由について())内にご記入ください。

1	考えている	→どのような行動ですか? ()
2	考えていない	→考えていない理由()

問6 「災害用伝言ダイヤル(171)」は、災害発生に備えて利用方法を知っていただくために、毎月 1日と15日や防災週間などに、体験利用できるようになっています。あなたは、このことを知って いましたか。(Oは1つだけ)

	1 2 3 4	実際に体験利用したことがある 体験利用できることは知っていたが、利用したことはない
問	6 —	1 <u>問6で「2 体験利用できることは知っていたが、利用したことはない」と回答した方にうかがいます。</u>体験利用をしていない理由は何でしょうか。下欄にご記入ください。



▮ 川崎らしいスマートシティについて

東日本大震災以降、電力不足が発生するなどの社会状況の中、電力や熱などのエネルギーをはじめとする資源を上手に利用しながら、環境に優しく、災害に強く、快適に暮らせる持続可能な都市づくりが求められています。

川崎市では、持続可能な都市づくりを目指して、まちの低炭素化をはじめ、市民生活の利便性・快適性の向上や、少子高齢化社会への対応、安全・安心の確保などにつなげるような、川崎らしいスマートシティ*の実現に向けた取組を進めていきます。

今後のスマートシティに係る市の取組の参考とするため、以下の問にお答えください。

※スマートシティとは

電力の作り手(発電所)と使い手(家庭など)の両方を上手に制御することで、工場や一般家庭において電力を効率的に利用できるようにしたり、環境負荷を減らすことに配慮した地域の交通システムを整備したり、環境に配慮しながら快適で豊かな生活を両立するようなライフスタイルに転換するなど、様々な取組を複合的に組み合わせることによって、持続可能な都市の実現を目指すものです。

問7 「スマートシティ」という言葉について、知っていましたか。(〇は1つだけ)

- 1 言葉の意味を知っていた
- 2 言葉は聞いたことがあるが、意味は知らなかった
- 3 聞いたことがなかった

問8 川崎らしいスマートシティについて重要と考えるものはどのようなものでしょうか。(あてはまるものすべてにO)

- 1 太陽光発電をはじめとする創工ネや省工ネなどを上手に組み合わせた、地域での最適なエネルギー 利用の仕組みづくりをするなど、環境にやさしい街や住まいの整備
- 2 環境分野などの産業の振興による地域の活性化
- 3 環境に配慮しながら快適で豊かな生活を両立するようなライフスタイルへの転換
- 4 待ち時間が分かるなど、円滑な移動が可能で、環境にも配慮した地域の交通システムの整備
- 5 高齢者の見守りサービスなど、超高齢社会を見据えた安心の仕組みづくり
- 6 円滑に診療を受けられるなど、地域における医療に関する仕組みづくり
- 7 避難所や交通状況等の災害に関する情報が容易に入手できるなど、災害に強いまちづくり
- 8 その他(具体的に:)

)

問9 次の機器について、既に導入しているものはありますか。また、今後導入したいと思いますか。①~ ⑤のそれぞれについて、1~5のあてはまる番号に〇をつけてください。(〇はそれぞれ1つずつ)

	既に導入している	思っている	導入できない	導入する予定はない	わからないどういった機器か
① 太陽光パネルの設置	1	2	3	4	5
② 太陽熱温水器	1	2	ß	4	5
③ エネルギーマネジメントシステム***(電力の 見える化等)	1	2	3	4	5
④ 家庭用燃料電池や省エネ仕様の給湯器(エネファームやエコウィル等)	1	2	3	4	5
⑤ 家庭用蓄電池	1	2	3	4	5

※注 エネルギーマネジメントシステムとは、住宅のエネルギー消費機器をネットワークでつなぎ、 稼働状況やエネルギー消費状況の管理、最適化を行うシステムのことです。

問9-1 <u>問9の①~⑤について、いずれか1つでも「1 既に導入している」「2 今後導入したいと思っている」と回答した方にうかがいます。</u>

新しい省エネ機器等を導入するにあたって重視した(する)ことは何ですか。(あてはまるもの すべてにO)

1 初期費用、設置費用の回収期間

5 エネルギーの地産地消

2 耐用年数

6 その他(具体的に:

3 メンテナンスの手間、費用

7 わからない

4 地球温暖化対策

問9-2 <u>問9の『① 太陽光パネルの設置』について「3 導入したいと思うが導入できない」「4 導入する予定はない」と回答した方にうかがいます。</u>

導入できない(しない)理由は何でしょうか。(あてはまるものすべてにO)

1 経済的に難しい

4 興味がない

2 必要性が分からない

5 現在の住宅環境では設置が難しい

3 もっと普及してきたら考える

6 その他(具体的に:

(全員の方に)

問 10 日常生活の中で、節電・省エネについて意識していますか。(Oは1つだけ)

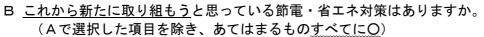
1 非常に意識している

3 あまり意識していない

2 ある程度意識している

4 意識していない

- 問 11 家庭で取り組んでいる(取り組む予定)の節電・省エネ対策についてお聞きします。
 - A 現在、個人や家庭でどのような節電・省エネ対策を行っていますか。 (あてはまるもの<u>すべてに〇</u>)





(ACEMOに項目を称と、めてはあるもの。ディでにの)		J コ・ロジー !	30 X3./3-50A
C 現在行っているかいないかに関わらず、無理なく取り組むことができると思う ができると思う 節電・省エネ対策はどのような取組ですか。 (あてはまるものすべてにO)	A 現在 取り組んで いる	B 新たに 取り組む予定	C 無理なく 取り組むこと ができる
① エアコンは室温28℃を目安に設定する	1	1	1
② ゴーヤによる緑のカーテンや"すだれ"、"よしず"などを設置する	2	2	2
③ 無理のない範囲でエアコンを消し、扇風機を使用する	3	3	Ω
④ 冷蔵庫の設定を「強」から「中」に変える	4	4	4
⑤ 冷蔵庫の扉をあける時間をできるだけ減らす	5	5	5
⑥ 冷蔵庫に食品を詰め込まないようにする	6	6	6
⑦ 日中は照明を消し、夜間もできるだけ減らす	7	7	7
⑧ テレビは省エネモードに設定し、画面の輝度を下げる	8	8	8
⑨ テレビは必要な時以外は消す	9	9	9
⑩ 温水洗浄便座は便座保温・温水のオフ機能、タイマー機能を活用する	10	10	10
① 温水洗浄便座はコンセントからプラグを抜く	11	11	11
① 電力需要のピーク時の消費電力をカットするため、消費電力の 大きい電気製品は、平日の日中(13時~16時)を避けて使う	12	12	12
③ 節電に大きな効果をもたらす節水について、積極的に取り組む	13	13	13
14 白熱電球を、電球型蛍光灯やLED電球にする	14	14	14
⑤ 家電製品を選ぶ際、省エネ性能が高い製品を選ぶ	15	15	15
16 その他	16	ر 16 -	T 16
⑦ 特になし(節電・省エネ対策には取り組んでいない)	17	17	17
「⑯その他」と回答した方は、内容を具体的にご記入ください。 ▼			
A B	C		<u>*</u>

)

■ 動物愛護と適正飼養について

川崎市では、平成 12 年に「川崎市動物の愛護及び管理に関する条例」を制定し、動物の適正飼養などを 定めて、人と動物の共生できるまちづくりを目指しています。今回の調査は、人と動物が共生できるまちづ くりを推進するため、動物に関する市民のみなさんのご意見をお聞きし、動物の飼い主の方に対する動物の 飼い方等の普及啓発を進めるための参考とするものです。

問12 あなた(あなたのご家庭)は、現在ペットを飼育していますか。(〇は1つだけ)

	1	飼育してい	1る -	-> 問 12-	·1~2	$\overline{}$		2 颜	育してい	いない →	問13	\wedge	
→ 問] 12— 1	飼育頭	数をお	<u>飼育してい</u> 知らせくだ トのみ頭数を	さい。						記入は不要	ēです。)	
		<u>犬</u> <u>猫</u>]] 頭]] 頭									
		その他	犬・	猫以外の哺	こゅうるい 到類 [s) るい		頭			ハムスタ [・] オウム、:			ど]
				is to the second	Supjan E虫類 E		匹匹			コメ、トカケ		-	
					生類 [匹匹			イモリ、			など]

└**→** 問 12-2 問 12 で「1 飼育している」と回答した方にうかがいます。

東日本大震災ではペットの防災対策について様々な課題が発生しました。 地震などの災害に備えて、ペットのための対策をしていますか。(あてはまるものすべてにO)

- 1 エサ等を備蓄している
- 2 キャリーケージやキャリーバックを用意している
- 3 飼い主の明示(迷子札、マイクロチップ等)をしている
- 4 もしもの時の預け先を確保している
- 5 その他(具体的に:
- 6 何もしていない

(全員の方に)

問 13 他人が飼育しているペット(犬や猫等)による迷惑を受けたことがありますか。(Oは1つだけ)

1 ある → 問13-1へ	2 ない → 問14へ

問 13-1 問 13 で「1 ある」と回答した方にうかがいます。

どのような迷惑を受けましたか。迷惑を受けたペット(犬、猫、その他)について、1~4のあてはまる番号をお選びください(あてはまるものすべてにO)

※迷惑を受けたペットについてのみ、それぞれ1~4の番号に〇をつけてください。

	1. 放し飼い 2. 鳴き声 3. 糞尿 4. その他(貝体的に)
<u>猫</u>	1. 放し飼い 2. 鳴き声 3. 糞尿 4. その他(具体的に)
<u>その他のペット</u> (_{具体的に:})	1. 放し飼い 2. 鳴き声 3. 糞尿 4. その他(具体的に)

問 14 近年、ペットに係る苦情や相談が増加しています。川崎市では、「川崎市動物の愛護及び管理に関する条例」で飼い主に守っていただきたいことを次の 1 ~ 9 のとおり規定していますが、この中で<u>守ら</u>れていないと感じることは何ですか。(あてはまるものすべてに〇)

- 1 動物の習性及び生理を理解し、責任を持って飼養又は保管するとともに、その健康及び安全の保持に努めること
- 2 動物を終生にわたり飼養するよう努めるとともに、やむを得ず飼養することができなくなった場合には、自らの責任において新たな飼い主を見つけるよう努めること
- 3 動物の種類、習性等に適した飼養又は保管の場所を確保すること
- 4 動物が繁殖して適正な飼養の機会を与えることが困難となるようなおそれがあると認める場合には、 その繁殖を防止するため、生殖を不能にする手術その他の措置を講ずること
- 5 動物が逃げ出した場合又は行方が分からなくなった場合は、自らの責任において捜索し、収容に 努めること
- 6 動物の鳴き声又は動物から飛散する羽若しくは毛により、人に迷惑をかけないように飼養又は保管すること
- 7 動物が公園等の公共の場所又は他人の土地、建物等を不潔にし、又は損傷することのないように 飼養又は保管をすること
- 8 汚物等を適正に処理することにより、動物の飼養又は保管のための施設の内外を清潔にし、悪臭又は昆虫等の発生を防止すること
- 9 動物が人の生命、身体又は財産に害を加えないように飼養又は保管をすること
- 10 特にない(すべて守られていると思う)
- 11 わからない

問 15 川崎市では動物に係る業務の拠点施設として「動物愛護センター」を設置して、犬や猫等の譲渡、 収容動物の健康管理、動物愛護の普及啓発などの業務を行っていますが、今後さらに充実してほしい ものはどれですか。 (あてはまるものすべてに〇)

- 1 動物の引取りと負傷動物の保護
 2 飼い主のいない動物の譲渡
 3 犬・猫のしつけ方教室
 4 動物のふれあい教室の実施
 5 動物飼養体験教室の実施
 6 動物に関するセミナーやシンポジウムの開催
 7 動物に関するイベントの開催
 8 動物愛護や正しい飼い方の普及を進めるボランティアとの協働
 9 動物の飼い方やしつけに関する相談
 10 野良猫等の不妊去勢手術の実施
 11 野生動物の保護や治療
 12 災害時に動物救護センターを設けて動物の保護収容
- 問 16 川崎市の動物愛護行政を推進するために、川崎市が取り組むべきことは何だと思いますか。 (あてはまるものすべてにO)
 - 1 保育園、幼稚園及び小学校等で、子供達に動物の習性や取り扱い方などについて普及啓発を強化する
 - 2 動物愛護センターなどで、ペットの飼い主に対し正しい飼い方や飼い主の責務等の普及啓発を強化する
 - 3 ペットの飼い主及びペットを飼っていない人からの相談や要望に応じる行政窓口を充実させる
 - 4 動物の愛護やペットの正しい飼い方について理解を広めるための行事を行う
 - 5 動物を飼っていない人が、動物と気軽に触れ合えるような公的施設を増やす
 - 6 ペットによる迷惑行為に対する規制や指導を強める
 - 7 ペットを取り扱う業者に対する規制や指導を強める
 - 8 ペットの愛護や正しい飼い方の普及を進めるボランティア団体などの活動を支援する
 - 9 災害時に動物救援活動の拠点となる施設を整備する
 - 10 その他(具体的に:)
 - 11 特にない

13 その他(具体的に:

14 特にない



■ 感染症情報センターについて

平成 24 年度中に川崎区殿町において開設予定の「川崎市健康安全研究所」(現在の衛生研究所)は、感染症に加えて食品や水、医薬品や家庭用品の安全性の検査を行い、市民のみなさんの健康を守るための科学的調査や研究、情報の収集・提供を行う試験研究機関です。

「川崎市健康安全研究所」には、感染症に関する情報収集と情報発信を行う『感染症情報センター』が移設されることになっており、今後、川崎市では、感染症に関する情報発信を積極的に行っていく予定です。そこで、今後、市民のみなさんが必要な情報をより効果的に発信していくため、次の問にお答えください。

- 問 17 あなたは、感染症*に関する情報の中で、特にどのような情報に興味がありますか。(あてはまるものすべてにO)
 - ※「感染症」とは、ウイルスや細菌などが原因の病気のことで、インフルエンザ・腸管出血性大腸菌感染症 (0 1 5 7 等)・麻しん(はしか)等が代表的です。
 - 1 感染症の流行状況(患者発生状況)
 - 2 感染症の予防・対策方法
 - 3 感染症の症状や原因となる病原体に関する情報
 - 4 病原体の検査・検出情報
 - 5 予防接種に関する情報
 - 6 その他(具体的に:

問 18 「感染症情報センター」の新たなホームページを立ち上げる予定ですが、あると便利だと思う機能は何ですか。(あてはまるものすべてにO)

)

- 1 感染症の流行状況を地図表示できる機能(流行している地域は濃い色で表示)
- 2 リアルタイムに患者の発生状況を把握することができる機能(今、どこで、どんな患者が発生しているかを把握できる機能)
- 3 インフルエンザや感染性胃腸炎などの流行状況(患者発生数)をグラフで表示できる機能
- 4 インフルエンザや感染性胃腸炎などの流行状況を年齢や性別ごとに表示できる機能
- 5 その他(具体的に:)

問 19 「感染症情報センター」では、毎週、感染症に関する情報を収集・解析し、感染症情報(「感染症情報」、「今、何の病気が流行しているか!」等)を作成して、ポスター掲示やホームページを通じて発信していますが、今までに見たことはありますか。(〇は1つだけ)

1	いつも見ている	
2	時々見ている	
3	見たことはある	
4	見たことがない	
5	その他(具体的に:)

問 20 川崎市の感染症に関する情報を知りたいとき、最も情報を得やすいと思うものは何ですか。 (〇は 1つだけ)

1	市のホームページ	
2	市施設等におけるポスター掲示	
3	町内会・自治会の回覧板	
4	市の電子メールマガジン(メールニュースかわさき)	
5	その他(具体的に:)

問 21 あなたは、感染症の流行状況に関する情報を定期的に得ていますか。定期的に得ている場合は、何から得ているか 1 ~ 7 の中からお選びください。定期的に得ていない場合は、8 をお選びください。 (あてはまるものすべてにO)

1	テレビ・ラジオ
2	2 新聞・雑誌
3	3 川崎市ホームページ
2	4 川崎市ホームページ以外の WEB サイト(具体的なホームページ名:)
5	5 川崎市の電子メールマガジン(メールニュースかわさき)
6	6 川崎市が作成している紙媒体の感染症情報(「感染症情報」、「今、何の病気が流行しているか!」等)
7	7 その他(具体的に:))
	3 情報を定期的に得ていない → 問 21-1 へ

問 21-1 <u>問 21 で「8 情報を定期的に得ていない」と回答された方にうかがいます。</u> 情報を得ていない理由は何ですか。(あてはまるもの<u>すべてに〇</u>)

1	どこから情報を得ればよいのかわからないから	
2	情報を得る時間がないから	
3	感染症に関する情報に興味がないから	
4	情報を得る必要がないから	
5	その他(具体的に:)

問 22 「川崎市健康安全研究所」では、感染症に関する情報だけでなく、健康や公衆衛生に関する情報の解析と提供を行う予定ですが、どの分野に興味がありますか。(あてはまるものすべてに〇)

1	感染症に関する情報	
2	食品の安全・衛生に関する情報	
3	医薬品の安全に関する情報	
4	飲料水の安全に関する情報	
5	その他(具体的に:)

■ 特定非営利活動法人(NPO 法人)等への寄付促進について

東日本大震災後、数多くのボランティア団体や特定非営利活動法人(以下「NPO法人」という。)などが被災地の内外でさまざまな支援活動を展開し、復旧・復興に向けた大きな力となっています。

災害時に限らず、いま、私たちの社会で、保健・医療・福祉や子どもの健全育成、まちづくりなどの多様なニーズが生まれている中、生活しやすい環境を整えていくためには、行政だけでなく、市民や企業、NPO 法人など、民間の主体も公共的なサービスの提供者として参画していくことがますます重要になっています。

このような状況の中、広く社会貢献活動を行う NPO 法人は、身近な地域の課題解決に向けた中心的な担い手 としての活躍が期待されている一方で、活動するための資金不足や活動内容が市民に十分に認知されず広がり に欠けているなどといった課題も浮かび上がっています。

このため、本年7月、本市は、NPO法人の財政基盤を強めるとともに、市民による相互支援を促すための取組のひとつとして、条例により指定された NPO法人に寄付をすると、寄付した方の個人住民税が軽減される新しい制度を導入しました。

今後、市民のみなさんが NPO 法人の活動に直接参加するのはもちろんのこと、間接的な支援として寄付を行うことにより、市民に身近な存在として NPO 法人が発展していくための方策を検討する基礎資料とするため、次の問いにお答えください。

O NPO 法人とは

NPO 法人とは、特定非営利活動促進法(以下「NPO 法」という。)が定めた要件によって設立された、不特定かつ多数のものの利益のために活動する団体のことです。

活動への参加形態は、活動への直接的な参加(正会員、ボランティアなど)のほか、資金面・物資面の支援という間接的な参加(賛助会員、寄付者など)などがあります。

*市内のみに事務所がある NPO 法人数:320 (平成24年6月末日現在)

- 問 23 市内で活動している NPO 法人の活動などについて、どの程度ご存知ですか。(〇は1つだけ)
 - 1 よく知っている
 - 2 ある程度知っている
 - 3 あまり知らない
 - 4 全く知らない
- 問 24 NPO 法人に関する情報は、これまで市のホームページなどを通じて発信してきました。今後、NPO 法人の活動などに関する情報がもっと身近に感じられるようになるためには、どのような媒体を使うことが効果的だと思いますか。 (あてはまるものすべてに〇)
 - 1 NPO 法人が発行する印刷物(パンフレット、機関紙、チラシなど)
 - 2 NPO 法人が発信する電子メール(メールマガジン、メールニュースなど)
 - 3 NPO 法人のホームページ
 - 4 市政だより
 - 5 市のホームページ
 - 6 新聞・タウン誌
 - 7 その他(具体的に:)

問 25 あなたは、NPO 法人の活動に参加したことがありますか。(あてはまるものすべてにO)

- 1 NPO 法人の会員(役員、 賛助会員含む)である (であった)
- 2 NPO 法人に対して寄付をしたことがある
- 3 NPO 法人が主催するイベントなどに参加したことがある
- 4 NPO 法人が実施する継続的なサービス(福祉・介護・教育など)の提供を受けている(受けたことがある)
- 5 その他(具体的に:
- 6 特に参加したことはない → 問 25-2 へ
- ➡問 25-1 <u>問 25 で 1 ~ 5 を選んだ、NPO 法人の活動に参加したことがある方にうかがいます。</u>
 問 25 でお答えいただいたような、NPO 法人の活動に参加する際に重視することは何ですか。
 (あてはまるもの 3 つまでに○)
 - 1 活動の内容が自分にとって必要としているものであること
 - 2 活動の内容に賛同・共感できること
 - 3 今後の活動の展開に期待できること
 - 4 活動内容などの情報が入手しやすいこと
 - 5 報道などを通じて社会的な評価を受けていることが分かること
 - 6 多くの人たちが会員、賛助会員等になっていたり、寄付していたりすること
 - 7 信用できる役員やスタッフがいること
 - 8 不適正な経理を行っていないこと
 - 9 会費や寄付金の使途が明確で、有効に使っていることが確認できること
 - 10 会費や寄付金を納める方法が簡便であること
 - 11 寄付すると、税制上の優遇措置*が受けられる NPO 法人であること
 - 12 その他(具体的に:

※ NPO 法人の活動を支援するため、認定(仮認定)・条例指定 NPO 法人に寄付をすると、税制上の優遇措置が受けられる制度 (詳細は下記【参考】参照)

【参考】NPO 法人への寄付を促す制度について (税制優遇の具体例は、次ページ下段※1に記載)

平成 23 年 6 月に NPO 法等が改正され、個人や企業が NPO 法人に対して寄付をしやすい環境を整備し、NPO 法人の活動を支援するための制度が充実しました。

(1)認定(仮認定)制度

一定の基準を満たして認定(仮認定)を受けた NPO 法人に対し、寄付金控除等、多様な税制上の優遇措置を付与することにより、その法人への寄付を促し、活動を支援する制度です。

☆詳しく知りたい方は、本市のホームページ

http://www.city.kawasaki.jp/25/25simin/home/npo/index.html

または、内閣府のホームページ

https://www.npo-homepage.go.jp/found/index.html をご覧ください。

(2)条例指定制度

各自治体が独自に定める基準や手続きに基づき、条例で指定された NPO 法人に寄付をすると、寄付した方の個人住民税が軽減される制度です。

本市では、本年6月に指定の基準等を定める条例を制定し、7月から指定法人の募集を開始しています。今後、審査を経て、12月に個人住民税の寄付金控除の対象となる NPO 法人が条例で指定される予定です。

☆詳しく知りたい方は、本市のホームページ

http://www.city.kawasaki.jp/25/25simin/home/npo/index.html をご覧ください。

問 25-2 <u>問 25 で「6 特に参加したことはない」と回答した方にうかがいます。</u> NPO 法人の活動に参加したことがない理由は何ですか。(あてはまるものすべてにO)

- 1 運営(寄付を含む)に参画したいと思う活動を行っている NPO 法人が身近にない
- 2 サービス(福祉·介護·教育など)の提供を受けたいと思う活動を行っている NPO 法人が身近にない
- 3 NPO 法人や活動内容に関する情報がない
- 4 活動によって得られるメリットが感じられない
- 5 活動に必要な知識・技術を身につける機会がない
- 6 活動に伴う責任や、活動に必要な経費を負担したくない
- 7 参加する時間がない
- 8 一緒に活動する仲間がいない
- 9 興味がない
- 10 その他(具体的に:
- 11 特に理由はない

(全員の方に)

問 26 前述(前ページ参照)のとおり、活動内容などに共感できる NPO 法人へ個人·企業が寄付をしやすい環境を整備し、NPO 法人の活動を支援するため、認定(仮認定)·条例指定 NPO 法人に寄付をすると税制 上の優遇措置が受けられる制度が充実しました。

あなたは、NPO 法人に対する寄付についてどのように思いますか。下記の例^{※1} をご参照頂き、お答えください。(あてはまるもの<u>すべてに〇</u>)

)

)

- 1 税制上の優遇措置の有無に関わらず、寄付してもよい
- 2 税制上の優遇措置が大きい認定(仮認定)NPO法人には、寄付してもよい
- 3 税制上の優遇措置が少ない条例指定 NPO 法人には、寄付したいとは思わない
- 4 認定(仮認定)・条例指定を受けている NPO 法人は、信頼ができるので、寄付してもよい
- 5 税制上の優遇措置の有無に関わらず、申告手続が面倒なので、寄付したいとは思わない
- 6 法制度の改正に関わらず、寄付したいとは思わない
- 7 その他(具体的に:
- 8 分からない
- ※1 個人が ①認定(仮認定)NPO 法人 ②条例指定 NPO 法人 に寄付した場合のメリットについて
 - ①認定(仮認定)NPO 法人に寄付すると、所得税の確定申告をすれば、税金が軽減されます。
 - (例) 10,000 円を寄付した場合

所得税及び個人住民税の寄付金控除により、<u>税金が最大 4,000 円軽減</u>

- ②条例指定 NPO 法人に寄付すると、住民税の申告をすれば、税金が軽減されます。
 - (例) 10,000 円を寄付した場合

個人住民税の寄付金控除により、税金が最大800円軽減

問 27 <u>あなたが、活動内容などに共感できる NPO 法人を探し、寄付などによって NPO 法人の活動を支援した</u> いと考えていると仮定します。

その場合、具体的な寄付先を見つけたり、実際に寄付を行ったりする際に効果的だと思う手法は、次のうちどれですか。 (あてはまるもの3つまでにO)

- 1 個別の NPO 法人のホームページで寄付を呼びかけている
- 2 寄付先の NPO 法人を選べるような情報(分野別、税制上の優遇措置の適用有無など)が、 市や中間支援組織**1などのホームページに載っている
- 3 寄付金を、コンビニエンスストアの代金収納やホームページでクレジットカードを利用し 決済することができる
- 4 寄付を、NPO 法人が主催するイベントなどで設置された募金箱で行うことができる
- 5 市内企業等とタイアップした取組を行っている(マッチングギフト*2、ポイント募金*3など)
- 6 クリック募金*4を通じて、NPO法人に寄付ができる
- 7 現金ではなく、物資や金券で NPO 法人に寄付ができる
- 8 寄付をすると、特典がもらえる(オリジナルグッズ、市民利用施設の割引利用など)
- 9 その他(具体的に:)
- (※1) 行政と団体の間でさまざまな活動を支援する組織
- (※2) 市民・企業・行政等が、より規模の大きい活動を実現させるために寄付や補助金等を提供しあう制度
- (※3) 買い物等で得られたポイントを募金すると、販売者から NPO 法人などに寄付として送金される仕組み
- (※4) ホームページ内の決められた所をクリックすると、クリックされた回数に応じてスポンサーから NPO 法人などに寄付として送金される仕組み



■ あなたご自身について

F 1 性別 (Oは<u>1つだけ</u>)

F2 年齢(Oは1つだけ)

1	20~24 歳	5	40~44 歳	9	60~64 歳
2	25~29 歳	6	45~49 歳	10	65~69 歳
3	30~34 歳	7	50~54 歳	11	70~74 歳
4	35~39 歳	8	55~59 歳	12	75 歳以上

F3 あなたのお仕事は、この中のどれですか。(〇は1つだけ)

1 自営業主	5 内職
2 家族従業(家業手伝い)	6 主婦・主夫(家事専業)
3 勤め (全日)	7 学生 > F4 ^
4 勤め(パートタイム)	8 無職(収入が年金のみの方を含む)
	9 その他

≪F3で「1 自営業主」「2 家族従業(家業手伝い)」「3 勤め(全日)」「4 勤め(パートタイム)」 のいずれかに答えた方にうかがいます。≫

F3-(1) お仕事の内容を具体的にお聞かせください。(Oは1つだけ)

•	1 自営業主・2 家族従業の方(1~3の中からお選びください。)	勤め(3 全日・4 パートタイム)の方 (4~8の中からお選びください。)
	1 農林漁業	4 経営・管理職
	2 商工サービス業	5 専門・技術職
	3 自由業	6 事務職
		7 技能・労務職
		8 販売・サービス職

F 4 お勤め先あるいは通学先はどちらですか。(Oは1つだけ)

1	川崎市内(お住まいと同じ区)	5	東京都(23区内)
2	川崎市内(お住まいと別の区)	6	東京都(23区以外)
3	横浜市	7	その他
4	神奈川県内(川崎市・横浜市以外)	8	通勤・通学していない

F5 ふだん最寄り駅までどのような交通手段をご利用になりますか。(Oは1つだけ)

1 徒步	3	バイク((原付含む)	5	自動車(送迎含む)
2 自転	重 4	バス			

F	6 7	あなたの現在のお住まいは、	この中のどれに	あた	ります	か。(Oは <u>1つだけ</u>)		
	1	持ち家(一戸建)		5	借家()	民間アパート・間借・	下宿)	
	2	持ち家(マンション・集合	住宅等)	6	社宅・	寮・公務員住宅		
	3	借家(一戸建)		7	その他			
	4	借家(マンション・集合住	宅等・公営住宅)					
F	7 3	現在、同居しているご家族(は、あなたを含め	て何]人いら	っしゃいますか。(C)は <u>1</u> :	<u>ったけ</u>)
	1	1人 3	3人		5	5人	7	7人以上
	2	2人 4	4 人		6	6人		
F	8 ;	ご家族に中学生以下のお子に	さんはいらっしゃ	いま	ぎすか。	(Oは <u>1つだけ</u>)		
	1	いる			2	いない		
F	9 (65 歳以上の方は同居してい (ご自分が 65 歳以上の方は				つだけ)		
	1	いる			2	いない		
F		あなたが現在お住まいの区		(01				-
	1	川崎区 3			5	宮前区	7	麻生区
	2	幸区 4	高津区 		6	多摩区		
F	11 7	あなたのお住まいの地域の	様子は、次のどれ	にあ	たりま	すか。(Oは <u>1つだけ</u>	<u>Ļ</u>)	
	1	オフィスビル、商業ビル、	商店などがある地	域				
	2	古くからの住宅が中心とな	っている地域					
		新しく開発された住宅地域						
		住宅と工場が混在している						
		まわりに田畑や山林などの	緑が残されている	地域				
	6	その他(具体的に:)
F	12 🖪	町内会に加入していますか。	(Oは <u>1つだけ</u>))				
	1	いる	:	2 l	いない			
		、川崎市の市政について、こ さい。	゙ 意見やご要望等	がご	ざいま	したら、どんなことで	きもごり	自由に記入し

以上でアンケートは終了です。 ご協力大変ありがとうございました。

定住状況について

問1~問11の「定住状況」、「生活環境の評価」、「関心ごとと行動範囲」、「市政に対する評価と要望」は、 昭和50年度から継続的に調査し、市政運営や政策立案などの参考にしています。

問1 今のところにお住まいになって、何年になりますか。(Oは1つだけ)

1 生まれてからずっと住んでいる

5 5~10年未満

2 1年未満

6 10~20 年未満

3 1~3年未満

7 20 年以上

4 3~5年未満

問2 これからも今のところにお住まいになりたいですか。(Oは1つだけ)

- 1 これからも住んでいたい
- 2 できれば市内の他の区へ移りたい
- ¦3 できれば市外へ移りたい
- 4 わからない

・≪問2で「2 できれば市内の他の区へ移りたい」「3 できれば市外へ移りたい」のいずれかに答えた 方にうかがいます。≫

問2-1 今のところから移りたい、または移る理由は何ですか。(あてはまるものすべてにO)

1 通勤・通学が不便だから

6 保育環境がよくないから

2 買い物が不便だから

7 介護環境がよくないから

3 住宅事情がよくないから(家賃が高い、家が狭いなど) 8 子供の教育のため

4 住環境がよくないから(日照、騒音、治安など)

9 その他(具体的に:

5 医療環境がよくないから

→ ≪問2で「2 できれば市内の他の区へ移りたい」「3 できれば市外へ移りたい」のいずれかに答えた 方にうかがいます。≫

問2-2 どこに住みたいと思いますか。(Oは1つだけ)

1 川崎区

6 多摩区

11 23 区以外の東京都

)

2 幸区

7 麻生区

12 その他の道府県

3 中原区

8 横浜市

9 神奈川県(川崎市・横浜市を除く)

4 高津区 5 宮前区

10 東京23区

■ 生活環境の評価について

問3 お住まいの周りの生活環境についてうかがいます。 次にあげる項目についてどの程度満足していますか。(〇はそれぞれ1つずつ)

	満足している	まあ満足している	少し不満である	不満である	わからない
① 地震・火災・風水害などの災害に対する安心感	1	2	3	4	5
② 風紀上・防犯上の安心感	1	2	3	4	5
③ 交通事故・危険物からの安心感	1	2	Э	4	5
④ 空気や川、海のきれいさ	1	2	3	4	5
⑤ 家の周りの静けさ	1	2	3	4	5
⑥ 公園や緑の豊かさ	1	2	3	4	5
⑦ 通勤・通学の便利さ	1	2	3	4	5
⑧ 買い物の便利さ	1	2	3	4	5
⑨ 病院や医院までの距離	1	2	Э	4	5
⑩ 休日、夜間などの救急医療体制の充実度	1	2	3	4	5
① 市民館、図書館、スポーツ施設などへの距離	1	2	3	4	5
① 市や区の窓口サービス	1	2	3	4	5

問4 地域の生活環境を総合的に見た場合、今住んでいる地域にどの程度満足していますか。 (〇は<u>1つだけ</u>)

1	満足している	3	少し不満である	5	わからない
2	まあ満足している	4	不満である		

■ 関心ごとと行動範囲について

問5 現在特に関心をお持ちのことは何ですか。(あてはまるものすべてに〇)

1	子ども	9	趣味・娯楽
2	家族	10	スポーツ・レジャー
3	友人・知人	11	信仰・宗教
4	住宅・土地	12	政治
5	お金・財産	13	ボランティア活動
6	健康	14	地域活動(町会・自治会、子ども会等)
7	仕事(家事や勉強も含む)	15	その他
8	老後の生活	16	特にない

問 6 行楽や文化施設の利用・ショッピングなどをされる場合、主にどこに行かれますか。 (〇は<u>それぞれ1つずつ</u>)

		川崎市内	横浜市内	神奈川県川崎市・横浜市以外の	東京33区	その他の地域	のでわからない
1	自然に親しむための近距離の行楽	1	2	3	4	5	6
2	遊園地や動物園等のレジャーでの行楽	1	2	3	4	5	6
3	観劇や映画鑑賞	1	2	3	4	5	6
4	音楽会や美術展	1	2	3	4	5	6
5	趣味を生かす講習や練習 (音楽・演劇・美術等)	1	2	3	4	5	6
6	図書館の利用	1	2	3	4	5	6
7	美術館・博物館の利用	1	2	3	4	5	6
8	レストランなどでの飲食	1	2	3	4	5	6
9	洒落たものや高価なものを 買うためのショッピング	1	2	3	4	5	6
10	スポーツをする(観る)	1	2	3	4	5	6

■ 市政に対する評価と要望について

問7 市政について総合的にうかがいます。次にあげる仕事の中で、よくやっていると思われるものは、 どれですか。(あてはまるもの<u>すべてに〇</u>)

問8 また、今後特に力を入れてほしいとお考えのものは、どれですか。(あてはまるものすべてにO)

	88 7	шо
	問7	問8
	思てよ	もてカ今
	ういく	のほを後
	もるやのとっ	し入特 いれに
① 海外姉妹都市との国際交流事業	1	1
② 大財政改革	2	3
③ 市や区の仕事などについての情報提供	3	
④ 市政への市民参加の促進のための施策	4	4
⑤ 地域の問題が解決できるような区役所機能の強化	5	5
⑥ 防犯対策	6	6
⑦ 交通安全対策	7	7
⑧ 美術館、各種ホールなど文化施設の整備	8	8
⑨ 映画祭、国際会議など文化的な催しや活動	9	9
⑩ 女性の地位向上のための施策	10	10
⑪ 中小企業などで働く人々の生活と権利を守る施策	11	11
② 観光推進、シティーセールス(都市イメージの向上)	12	12
③ 道路、公園、広場の美化・清掃	13	13
⑭ 公園の整備や維持管理	14	14
⑤ 自然や緑の保全	15	15
⑤ 大気汚染や騒音・振動などの公害防止対策	16	16
⑪ 日常のごみ収集やリサイクル	17	17
⑱ 子どものための施策	18	18
⑨ 高齢者のための施策	19	19
② 障害者のための施策	20	20
② 病院、診療所の整備や救急医療体制の整備	21	21
② 健康診断、がん検診、健康相談など、健康づくりのための施策	22	22
③ 市営住宅の建設・整備	23	23
② 主要な駅周辺の再開発	24	24
③ 河川の整備	25	25
② 下水道の整備	26	26
② 道路・歩道の整備	27	27
② 放置自転車、駐輪場の整備などの自転車対策	28	28
② 市民が親しむことのできる港湾の整備	29	29
③ 水道水の安定供給	30	30
③ バスなどの交通網の整備	31	31
③ 消防力の強化や防災体制の整備	32	32
③ 市民が学習する機会や施設の整備	33	33
③ スポーツ・レクリエーションの施設整備	34	34
③ 小・中・高校の施設整備や教育内容の充実のための施策	35	35
③ わからない	36	36
③ 特にない	37	37

問9 川崎市が進めている施策や事業を総合的に見た場合、どの程度満足していますか。 (Oは1つだけ)

1 満足している 3 少し不満である 5 わからない

2 まあ満足している 4 不満である

■ 川崎市自治基本条例について

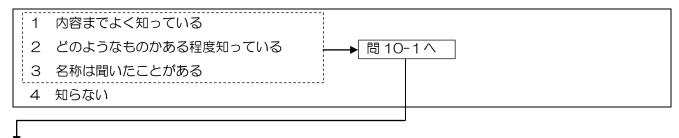
平成17年4月に施行した「川崎市自治基本条例」は、どのようにまちづくりを進めていくかについて、 川崎市の自治の基本を定めた条例です。

この条例では、市民が市政運営に主体的にかかわることなどを原則とする市民自治の基本理念や、情報共有、参加、協働という自治運営の基本原則などについて定めています。

川崎市では、この条例に基づき、区民会議やパブリックコメント手続、住民投票制度などの制度を運営しています。

自治基本条例に基づき、今後さらに市民本位のまちづくりを進めていくための基礎資料とするため、次の 問にお答えください。

問10 「川崎市自治基本条例」を知っていますか。(〇は1つだけ)



問 10-1 <u>問 10 で「1 内容までよく知っている」「2 どのようなものかある程度知っている」「3 名称は聞いたことがある」と回答した方にうかがいます。</u>

「川崎市自治基本条例」をどのように知りましたか。 (あてはまるものすべてに〇)

- 1 市政だより
- 2 市のホームページ
- 3 条例のパンフレットなどの広報物
- 4 アゼリアビジョン*や市内広報コーナーでの放映動画
- 5 「かわさき自治推進フォーラム」などのイベント
- 6 その他(具体的に:
- 7 覚えていない

※ アゼリアビジョン: JR川崎駅東西自由通路に設置された大型ディスプレイ

(全員の方に)

問 11 自治基本条例では、暮らしやすい地域社会をつくるため、市民と市が情報共有・参加・協働*という 3 つの基本原則に基づき、自治を運営していくことを定めています。

地域の課題を解決していくにあたり、今後の公共的な役割の在り方としてどのような形が望ましいと 思いますか。(〇は1つだけ)

)

- 1 地域を暮らしやすくしていくのは主に市民の役割であり、市民だけではできないことは、市民と行政が協力して行う
- 2 地域を暮らしやすくしていくのは主に行政の役割であり、市民は間接的に市政に関わる
- 3 地域の課題解決は、小さなことから大きなことまですべて行政に任せる
- 5 わからない

4 その他(具体的に:

※協働:市民及び市が、共通の目的を実現するために、それぞれの役割と責任の下で、相互の立場を 尊重し、対等な関係に立って協力すること 問12 市では、計画や条例、制度、施設をつくるときなどに、市民の意見を聴く機会や行政の考えを説明する機会を設けているほか、市政一般に対する問い合わせや意見、提案を受け付ける仕組みを設けています。あなたは、どのような方法で参加したことがありますか。また、今後参加してみたいと思いますか。 ①~⑥のそれぞれについて、1~3のあてはまる番号に〇をつけてください。(〇はそれぞれ1つずつ)

		参加したことがある	参加してみたい今後機会があれば、	参加したいと思わない	
1	アンケート調査への参加(郵送、ホームページなど) ※今回の調査(市民アンケート)を除く	1	2	3	
2	市長への手紙やサンキューコールかわさきなど、市の窓口への 意見提出(メール、電話、FAXなど)	1	2	3	
3	パブリックコメント手続(重要な施策の決定などに対する意見 募集)への意見提出(メール、郵送、FAX、持参)	1	2	3	
4	タウンミーティングや説明会などへの参加(説明が主で、質疑 応答などがあるもの)	1	2	3	
⑤	意見交換会やワークショップなどへの参加(意見交換やグループ作業などが主であるもの)	1	2	3	
6	市の審議会や実行委員会などの委員としての参加	1	2	3	

1つでも○をつけた場合は問12-1へ

問 12-1 <u>問 12 で、いずれか 1 つでも「3 参加したいと思わない」と回答した方にうかがいます。</u> 参加したくない理由は何ですか。(あてはまるものすべてに〇)

1 時間がないから

6 市政のことは市に任せるべきだと思うから

2 参加すること自体が面倒だから

7 市政に関心がないから

3 役割や責任を負わされるとわずらわしいから

8 その他(具体的に:

4 参加するための仕組みがわからないから

9 特に理由はない

5 意見を言っても聞き入れてもらえないと思うから

(全員の方に)

問13 川崎市内では、子育て支援、環境保全、文化など様々なまちづくりの分野で、町内会・自治会やボランティア団体などの市民活動団体、事業者、大学などと行政が協働して行う取組が行われています。 あなたは、このような取組に携わったことや、イベントなどに参加したことがありますか。または、見聞きしたことがありますか。(〇は1つだけ)

- 1 市民等と行政が協働して行う取組に携わったことがある
- 2 市民等と行政が協働して行う取組に携わったことはないが、イベントなどに参加したことがある
- 3 市民等と行政が協働して行う取組に携わったことやイベントなどに参加したことはないが、見聞きしたことがある
- 4 市民等と行政が協働して行う取組に携わったことやイベントなどに参加したこと、見聞きしたことはない

問 14 市では、市民と行政が協働して行う取組を推進するため、市民活動団体と事業を行うにあたって 尊重すべき6つの原則を定めた「協働型事業のルール」や、協働型事業の事例を集めた事例集の作成、 協働に関する相談窓口(協働推進窓口)の開設などを行っています。

今後さらに協働を推進していくためには、どのようなことを進めていくとよいと思いますか。(あて はまるものすべてに()

- 1 協働の仕組みや協働の取組についての情報提供 5 市民と行政の間での協働に関するノウハウの共有
- 2 市民から協働の提案を受け付ける仕組みづくり
- 6 協働の成果や事業に対する評価の公表

)

- 3 市から市民への協働の相手方募集の働きかけ
- 7 その他(具体的に:
- 4 協働に対する市の職員の意識の向上
- 8 わからない

男女共同参画社会の形成について

少子高齢化の急速な進行やライフスタイルの多様化等、私たちを取り巻く社会環境はめまぐるしく変化し ています。このような状況にあって、性別にかかわりなく、誰もが個性や能力を発揮できる男女共同参画社 会の形成に向けて、川崎市ではさまざまな施策を推進しています。みなさんの意見や考え方を参考にして、 より平等で快適なまちづくりを進めるため、次の問いにお答えください。

問 15 あなたは、次の①~⑨の言葉について知っていますか。(〇はそれぞれ 1 つずつ)

1. 内容まで知っている	2. 聞いたことがある	3. 知らない
1. 内容まで知っている	2. 聞いたことがある	3. 知らない
1. 内容まで知っている	2. 聞いたことがある	3. 知らない
1. 内容まで知っている	2. 聞いたことがある	3. 知らない
1. 内容まで知っている	2. 聞いたことがある	3. 知らない
1. 内容まで知っている	2. 聞いたことがある	3. 知らない
1. 内容まで知っている	2. 聞いたことがある	3. 知らない
1. 内容まで知っている	2. 聞いたことがある	3. 知らない
1. 内容まで知っている	2. 聞いたことがある	3. 知らない
	 内容まで知っている 内容まで知っている 内容まで知っている 内容まで知っている 内容まで知っている 内容まで知っている 内容まで知っている 内容まで知っている 	1. 内容まで知っている2. 聞いたことがある1. 内容まで知っている2. 聞いたことがある

問 16 あなたは、「男性は仕事、女性は家庭」といった性別によって役割を固定する考え方についてどう 思いますか。(Oは1つだけ)

1 そう思う

- 3 どちらかといえばそう思わない 5 わからない

- 2 どちらかといえばそう思う
- 4 そう思わない

	(第2回アンケート)
問 17 家事等に費やす時間についてお聞きします。以下の(1)~(3)の設問に	こお答えください。
(1) あなたが、1日のうち家事に費やす時間を教えてください。	
* 平日、休日それぞれ、 <u>おおよその平均時間</u> でお考えください。	
行わない場合は、それぞれ O とご記入ください。	
〈平日〉	
(1) 家事 時間 分くらい 時間	分くらい
(2) あなたは、現在、育児中ですか。(Oは <u>1つだけ</u>)	
2 育児中である 2 育児中ではない	
→ (2)で「1 育児中である」と回答した方にうかがいます。 あなたが、1日のうち育児に費やす時間を教えてください。 * 平日、休日それぞれ、おおよその平均時間でお考えください。 行わない場合は、それぞれ O とご記入ください。	
(2) 育児 (2) 育児 (本日) (本日) (本日) (本日) (本日) (本日) (本日) (本日)	分くらい
(3) あなたのご家族の中で、ご自宅で介護を受けている方はいらっしゃいますだ。	n。 (Oは <u>1つだけ</u>)
[1 いる] 2 いない	
→ (3)で「1 いる」と回答した方にうかがいます。 あなたが、1日のうち介護に費やす時間を教えてください。 * 平日、休日それぞれ、おおよその平均時間でお考えください。	

〈平日〉
(3)介護
時間
分くらい
時間
分くらい



12 その他(具体的に:

- 問 18 あなたの生活において、仕事、学業、家事などのように固定化されている活動ではなく、個人の自由 時間の中で重視している活動は何ですか。(あてはまるもの<u>すべてに〇</u>)
 - ※ 例えば、仕事をされている方が、空いた時間に育児・学習・介護を行う 育児や介護をされている方が、短時間の就労や学習を行う なども含め自由な時間において重視するものを選択してください。

	1	家族と過ごす時間
	2	友人等と過ごす時間
	3	趣味・娯楽
	4	学習・自己啓発・訓練
	5	スポーツ
	6	ボランティア活動
	7	町内会や地域の活動
	8	NPOなどの活動
	9	仕事(アルバイトを含む)
	10	育児
l	11	親などの介護

問 19 就業を希望する女性が働き続ける上で、必要なことは何だと思いますか。(あてはまるものすべてにO)

)

1	家族、親戚の理解	
2	上司や同僚等の職場の理解	
3	仕事と家事、育児、介護等の両立支援制度	
4	仕事と家事、育児、介護等の両立支援制度を利用することへの理解	
5	企業等における男性優遇の組織風土をなくすこと	
6	女性は家庭という固定的役割分担意識をなくすこと	
7	保育所等の整備	
8	女性自身の意識	
9	学校教育や社会教育の場での啓発	
10	その他(具体的に:)
11	女性が働き続ける必要はないと思う	
12	わからない	

問 20 男性が家事、育児、介護に積極的に参加していくために必要なことは何だと思いますか。 (あてはまるものすべてにO)

1	家族、親戚の理解	
2	上司や同僚等の職場の理解	
3	仕事と家事、育児、介護等の両立支援制度	
4	仕事と家事、育児、介護等の両立支援制度を利用することへの理解	
5	男性自身の意識・学校教育や社会教育の場での啓発	
6	その他(具体的に:)
7	男性が家事、育児、介護に参加する必要はないと思う	
8	わからない	

問 21 育児や家族の介護を行うために、法律に基づき育児休業・子の看護休暇・介護休業・介護休暇を取得できる制度があります。

あなたは、この制度を活用して、<u>男性が休業や休暇を取得すること</u>についてどう思いますか。

(1) 一般社会において と (2) 自分または自分の配偶者の場合 のそれぞれについて、①~④の 項目に関してお答えください。(Oはそれぞれ1つずつ)

(1)一般社会において	積極的に取るべき	現実的には取りづらいと思う取ることは賛成だが、	必要はない・利用しない方がよい男性が制度を利用する	わからない
① 育児休業 (育児のために一定期間休業できる制度)	1	2	3	4
② 子の看護休暇 (病気等の子ども看護をするための年間5日程度の休暇)	1	2	3	4
③ 介護休業 (介護のために一定期間休業できる制度)	1	2	3	4
④ 介護休暇 (短期の介護のための年5日程度の休暇)	1	2	3	4

(2) 自分または自分の配偶者の場合 *未婚女性の方は、ご家族等身近な男性についてお考えください。	積極的に取りたい	現実的には取りづらいと思う取りたいが、	必要はない・利用しない男性が制度を利用する	わからない
① 育児休業 (育児のために一定期間休業できる制度)	1	2	3	4
② 子の看護休暇 (病気等の子ども看護をするための年間5日程度の休暇)	1	2	3	4
③ 介護休業 (介護のために一定期間休業できる制度)	1	2	3	4
④ 介護休暇 (短期の介護のための年5日程度の休暇)	1	2	3	4

■ 川崎市の緑の満足度について

川崎市では、緑の保全や緑化の推進のため、様々な施策を進めています。市街化の著しい川崎市では、身近な生活空間の緑を充実させることが大切です。

そこで、今後の取組の参考とするため、以下の問にお答えください。

問 22 あなたは、市域全体の緑に満足していますか。(Oは1つだけ)

1 十分満足している

4 やや不満

2 まあまあ満足している

5 おおいに不満

3 普通

問 23 あなたは、居住地域(区)の緑に満足していますか。(Oは1つだけ)

1 十分満足している

4 やや不満

2 まあまあ満足している

5 おおいに不満

3 普通

問 24 あなたは、市内のどのような緑が保全されることを望みますか。次の中からいくつでも選んでください。(あてはまるものすべてにO)

1 街路樹や並木の緑

- 7 お寺や神社の緑
- 2 子どもの遊び場や小公園
- 8 住宅や垣根の緑
- 3 森林公園や植物園のような緑
- 9 田や畑、果樹園などの農地の緑

4 大きな公園の緑

- 10 特になし
- 5 森や林やその斜面の緑
- 11 その他(具体的に:

6 川辺の緑

問 25 あなたは、市内のどのような地域が緑化されることを望みますか。次の中からいくつでも選んでください。(あてはまるもの<u>すべてに〇</u>)

- 1 新しく開発された住宅地の緑
- 2 古くからの住宅地の緑
- 3 商業施設の敷地の緑
- 4 公共施設の緑
- 5 工場・事業所敷地の緑
- 6 その他(具体的に:



)

問 26 市街地を緑豊かにする方法として建築物や開発敷地を緑化することがありますが、以下にあげる手法 がどのくらい効果的だと思いますか。また、他に効果が高いと思う手法があれば記入してください。(〇 はそれぞれ1つずつ)

①芝生などで敷地内の緑の量を増や	す
------------------	---

- 1 非常に効果が高い 2 まあ効果が高い 3 比較的効果が低い
- ②生け垣を作ったり道路沿いの敷地に大きい木などを植えたりして、目に触れる緑を増やす
 - 1 非常に効果が高い
- 2 まあ効果が高い
- 3 比較的効果が低い

③建物の屋上や壁面を緑化する

- 1 非常に効果が高い
- 2 まあ効果が高い
- 3 比較的効果が低い

④緑の管理を適切に行い、質を維持する

- 1 非常に効果が高い 2 まあ効果が高い
- 3 比較的効果が低い

⑤敷地内に一定面積の緑化を義務づける

- 1 非常に効果が高い 2 まあ効果が高い
- 3 比較的効果が低い

その他に、効果が高いと思う手法があればご記入ください。

問 27 あなたは、木や花を植えたり世話をしたりする活動に参加したことがありますか。(Oは1つだけ)

→ 問27-1へ 1 ある 2 ない

問 27-1 問 27 で「2 ない」と回答した方にうかがいます。 参加しない理由は何ですか。(あてはまるものすべてに〇)

- 1 機会がないから
- 2 情報がないから
- 3 時間がないから
- 4 知識・技術がないから
- 5 健康や体力に自信がないから
- 6 その他(具体的に:

)

(全員の方に)

問 28 緑化活動を活発にするために何が必要だと思いますか。(あてはまるものすべてにO)

- 319 -

- 1 活動拠点となる施設・場所
- 2 ボランティアの育成(知識や技術の講習)
- 3 団体同士の交流や情報交換の場
- 4 活動するための費用の援助
- 5 ケガをしたときの保険
- 6 コンクール、表彰
- 7 その他(具体的に:

■ かわさきの農業について

本市では、農業振興計画『かわさき「農」の新生プラン』に基づき、都市農業の振興を図るため様々な施策課題に取り組んでいます。

平成20年にJAセレサ川崎が麻生区黒川地区に開設した大型農産物直売所セレサモスの影響により、農業生産者の耕作意欲が向上し、一部の地域で耕作放棄地が減少するといった変化が生じています。この様な変化を受け、都市農業の強みを生かした農業振興策を展開するため、平成26年度に次期農業振興計画を策定する予定です。

市民の意向を次期農業振興計画に生かすため、次の質問にお答えください。

* 「農」について:現行の農業振興計画では、産業としての農産物の供給を主な目的としてきた「農業」 とともに、市民にうるおいと安らぎをもたらす多面的な機能、公益的な役割を含めて 農業・農地を「農」と表現しています。

問 29 あなたは、「農」に関わる次の事柄に関心はありますか。(あてはまるものすべてにO)

1 野菜や果樹、草花などを育てること

5 新鮮で安全・安心な農産物を食べること

)

2 土に触れたり農作業を行うこと

6 生ごみなどを堆肥にすること

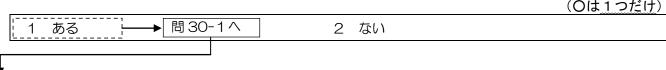
3 美しい草花や野菜、果樹などを見ること

7 その他(具体的に

4 田んぼや畑、林がある地域を散歩すること

8 特に関心はない

問30 あなたは、直売所、農家の庭先売り、移動販売車などの直売で、野菜・果物を購入したことはありますか。



問 30-1 問 30 で「1 ある」と回答した方にうかがいます。

直売で野菜・果物を購入した理由は何ですか。(あてはまるもの3つまでにO)

1 新鮮だから

5 生産する農家と親しいから

2 無農薬・低農薬で安全だから

6 自宅の近くで売っているから

3 味が良いから

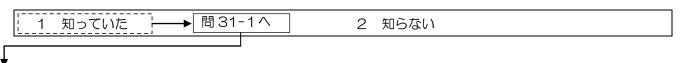
7 地元の農家を支援するため

4 安いから

8 その他(具体的に:

(全員の方に)

問31 川崎市では、地産地消を推進するため直売団体等を支援しています。平成20年にJAセレサ川崎が麻生区黒川地区に開設した「大型農産物直売所セレサモス」を、あなたはご存知でしたか。(〇は1つだけ)



問31-1 問31で「1 知っていた」と回答した方にうかがいます。

「大型農産物直売所セレサモス」を利用したことがありますか。また、今後利用したいと思いますか。 (○は1つだけ)

- 1 利用したことがあり、今後も利用したい
- 2 利用したことはあるが、今後は利用したいと思わない
- 3 利用したことはないが、今後は利用してみたい
- 4 利用したことがなく、今後も利用したいと思わない

)

)

(全員の方に)

問 32	大型農産物直売所の必要性について	あなたのお考えに近いものをお選びください。	(のは1つだけ)
111 02	八王成注190日ルカの公女はについて、	のなたのの方んに延りしのとの返してにじょ	(010 1 21-11)

- 1 「セレサモス」以外の大型農産物直売所が必要である
- 2 「セレサモス」以外の大型農産物直売所はいらない
- 3 特に関心がない
- 4 その他(具体的に
- 問 33 あなたは、市内産農産物を多くの方に知ってもらうために作られた「かわさきそだち」というブラン ドを知っていますか。(Oは1つだけ)
 - 1 内容まで知っている
 - 2 言葉を聞いたことはあるが、内容は知らない
 - 3 全く知らない
- 問34 レクリエーションや健康増進などのため、市民農園、農家への援農*、家庭菜園などを行ってみたいと 思いますか。(あてはまるものすべてに〇)
 - ※「援農」とは、農家の農作業を手伝うことで農家を支援することです。
 - 1 市民農園・家庭菜園で野菜などを作りたい 4 その他(具体的に:
 - 2 農家の指導を受けて農作業を体験してみたい
- 5 農作業をやりたいとは思わない
- 3 農家を手助けするなど援農に協力したい
- 問35 市内の農地について、どのようなプラス面やマイナス面を感じていますか。

プラス面・マイナス面、それぞれについて、いくつでもお選びください。(あてはまるものすべてに〇)



<プラス面>	<マイナス面>
1 緑、自然を感じさせる場	1 荒れていて景観を損ねる
2 日当たりや風通しを良くしている	2 肥料などで臭い
3 火災延焼防止など防災に役立つ	3 風で土ほこりが舞う
4 新鮮な農産物の生産と供給	4 農薬が近所にも流れてくる
5 高齢者の働く場所として良い	5 農機具がうるさい
6 市民農園として健康維持に役立つ	6 夜になると暗い場所となる
7 学校農園として教育に役立つ	7 害虫などが発生する
8 福祉農園*として福祉に役立つ	8 住宅地の雰囲気にあわない
9 田園風景による心の安らぎ	9 土地の有効活用にならない
10 伝統行事などの保存や地域活動	10 地域の古い体質を温存している
11 その他	11 その他
(具体的に:)	(具体的に:)
12 プラス面は何も感じない	12 マイナス面は何も感じない

[※]福祉農園とは、園芸、農作業を通じて精神障害や身体障害を持った状態を改善し、障害者が環境に 適応し社会参加を促すための治療やリハビリテーションを行う園芸療法などを行う農園です。

- 問36 市内の農地は現在も減少し続けています。特に市街化区域の中にある農地の減少が進んでいます。 今後、市街化区域内の農地をどのようにしたら良いと考えますか。(あてはまるものすべてにO)
 - 1 農地として残るように市の対策を充実させる
 - 2 農地として残るように他の農業者に買い取ってもらう
 - 3 市民農園、体験型農園の形で残るように市の対策を充実させる
 - 4 公園や緑地となるように市の対策を充実させる
 - 5 住宅地に変わっていくのならそれでよい
 - 6 その他(具体的に:
 - 7 わからない
- 問 37 自分の暮らしの中に「農」を取り入れる場合、あなたはどのようなことをしたいと思いますか。(あ てはまるものすべてに()
 - 1 地元産の新鮮な野菜や果実を積極的に購入したい
 - 2 農家と契約して野菜や果樹などのオーナーになりたい
 - 3 農家の仕事をボランティアで手伝いたい
 - 4 農家の仕事をアルバイトやパートとして手伝いたい
 - 5 農家の指導を受けて自分で野菜を育てたい(体験型農園など)
 - 6 定年後には家庭菜園をもって野菜などを自給したい
 - 7 こどもに農作業や家畜とのふれあいを体験させたい
 - 8 こどもに収獲の楽しさを体験させたい
 - 9 その他(具体的に:
 - 10 特にしたいことはない
- 問38 かわさきの農業に何を期待しますか。(あてはまるものすべてに〇)
 - 1 新鮮な農産物を生産し供給すること
 - 2 安全な農産物を生産し供給すること
 - 3 農業という就業の場を提供すること(他の産業を退職後に就労する場合なども含む)
 - 4 豊かな緑として農地を維持すること
 - 5 都市における数少ない空間として防災上の役割(避難場所等)を果たすこと
 - 6 市民農園として市民の健康増進・レクリエーションに役立つこと
 - 7 福祉農園として高齢者や障害者の心身ケアに役立つこと
 - 8 こどもたちに土や家畜とふれあう機会を提供すること
 - 9 地域の文化を伝承し地域の個性を作り出すこと

11 特に期待することはない

10 その他(具体的に:)



)

)

■ 住まいの良質化に向けた取組について

本市では、市民のみなさんが次世代にわたって安全で安心な暮らしを続けるためには、「いい住宅を作ってきちんと手入れをし、長く大切に使うこと」、それが「次世代に引き継がれ有効に使われること」が重要と考え、取組を進めています。

そこで、みなさんの住まいに関する考えを把握し、より効果的な取組を検討するため、次の問にお答えください。

問39 住宅を長く使い続けるためにはどのようなことが重要だと思いますか。 特に重要だと思われるものを5つまでお選びください。(あてはまるもの<u>5つまでに</u>O)

1	地震や風雨に強いこと	8	敷地をめいっぱい使っていること
2	老朽化しにくいこと	9	敷地空間に余裕があること
3	将来的な間取り変更などが容易なこと	10	面積が広いこと
4	メンテナンスが容易なこと	11	バリアフリーであること
5	断熱性や気密性に優れていること	12	計画的な点検やメンテナンス
6	自分が気に入ったデザインであること	13	老朽化が進んだ時や、世帯構成が変わった時にリフォームすること
7	街並みや景観に配慮していること	14	建築時やリフォームの記録(図面や工事の内容)の保管
		15	その他(具体的に:)

問 40 現在の住まい(借家も含む)について、関心のあるリフォーム工事(過去に行った工事も含む)はありますか。(あてはまるものすべてに〇)

1	内装・間取りの変更	5	省エネ機器の新設・取替、太陽光や太陽熱を利用した機器の設置	
2	壁・屋根の修繕	6	断熱改修工事(壁・屋根・サッシ等)	
3	耐震改修工事	7	その他(具体的に:)	
4	バリアフリー工事(手すりの設置等や	8	特になし	
	スロープの設置・高齢者対応の設備設置等)			

問 41 現在の住まい(借家も含む)について、今後リフォーム工事を行う予定はありますか。(〇は<u>1つ</u> だけ)*共同住宅にお住まいの方は、専有部分についてお答えください。



問 41-1 <u>問 41 で「2 予定なし」と回答した方にうかがいます。</u>

リフォーム工事を行わない(できない)理由は何ですか。(あてはまるもの<u>すべてにO</u>)

1	既にリフォーム工事を行ったから	6 ここにいつまで住むかわからない	
2	資金がない	7 借家だから	
3	何から行えばよいかわからない	8 今は必要ではない	
4	家族の意見がまとまっていない	9 関心がない	
5	リフォームよりも他に優先してやりたいことがある	10 その他(具体的に:)

問 42 問 40 で示したようなリフォーム工事を行うと次のような効果がありますが、知っていますか。 知っているものをお選びください。(あてはまるものすべてに〇)

1 省エネによる環境負荷の低減、光熱費等の削減 5 安全性の確保

2 建物の寿命が延びる 6 持ち家を売却・賃貸化した時に、買い手・借り手がみつかりやすい

3 メンテナンスの費用が低減 7 持ち家を売却した時に、税制優遇が受けられる場合がある

4 資産価値の向上 8 どれも知らない

問 43 仮にリフォームを行おうとする場合、どのような情報がほしいですか。(あてはまるものすべてにO)

- 1 リフォーム工事全般について相談できる窓口の情報
- 2 住宅の診断をしてくれる診断業者に関する情報
- 3 安心できる優良なリフォーム業者に関する情報
- 4 リフォーム業者による費用に対する十分な説明
- 5 リフォームに関する資金調達(ローン)に関する情報
- 6 リフォーム工事の進捗にあわせた適正な費用の支払方法
- 7 リフォーム工事を行うことによる減税等に関する情報
- 8 リフォーム費用の妥当性を判断してくれる第三者機関の情報
- 9 第三者による工事検査の実施
- 10 工事後の住宅性能・品質を証明するための制度
- 11 リフォーム工事に問題があった場合の保険制度
- 12 その他(具体的に:

問44 住まいに関する次の制度を知っていますか。知っているものをお選びください。

(あてはまるものすべてに〇)

)

1 住まい・アドバイザー派遣

5 マンション段差解消工事等費用助成制度

2 住まい・まちづくり講習会

6 マンション耐震改修に係る助成等制度

3 住宅用太陽光発電設備補助事業

7 木造住宅耐震改修に係る助成等制度

4 長期優良住宅認定制度

8 どれも知らない

問 45 住まいに関する制度の中で、あなたが関心のある制度はありますか。(あてはまるものすべてにO) ※選択肢は前間の1~7に対応しています。

1 住まい・アドバイザー派遣

(住まいやまちづくりに関する相談を受けるため、建築士等の資格を持ったアドバイザーを現地に派遣する制度)

2 住まい・まちづくり講習会

(住まい等に関する各種制度やリフォームのポイントに関する、市民向けの講習会)

3 住宅用太陽光発電設備補助事業

(住宅等に太陽光発電設備を設置する際、工事費の一部を助成する制度)

4 長期優良住宅認定制度

(住宅の構造や設備が、長期にわたり良好な状態で使用できるものとして認定する制度)

5 マンション段差解消工事等費用助成制度

(分譲マンションの共用廊下、階段等に設けるスロープ、手すり等の段差解消工事費の一部を助成する制度)

6 マンション耐震改修に係る助成等制度

(旧耐震基準の分譲マンションの耐震改修を行う際に、診断士の派遣や費用の一部を助成する制度)

7 木造住宅耐震改修に係る助成等制度

(旧耐震基準の木造住宅の耐震改修を行う際に、診断士の派遣や費用の一部を助成する制度)

8 特になし

■ あなたご自身について

F 1 性別(Oは1つだけ)

1 男性	2 女性
------	------

F2 年齢(Oは1つだけ)

1 20~24 歳	5 40~44 歳	9 60~64 歳
2 25~29 歳	6 45~49 歳	10 65~69 歳
3 30~34 歳	7 50~54 歳	11 70~74 歳
4 35~39 歳	8 55~59 歳	12 75 歳以上

F3 あなたのお仕事は、この中のどれですか。(Oは1つだけ)

1 自営業主	5 内職
2 家族従業(家業手伝い)	6 主婦・主夫(家事専業)
3 勤め(全日)	7 学生 > F4 ヘ
¦ 4 勤め(パートタイム)	8 無職(収入が年金のみの方を含む)
	9 その他

≪F3で「1 自営業主」「2 家族従業(家業手伝い)」「3 勤め(全日)」「4 勤め(パートタイム)」 のいずれかに答えた方にうかがいます。≫

F3-(1) お仕事の内容を具体的にお聞かせください。(Oは1つだけ)

•	1 自営業主・2 家族従業の方(1~3の中からお選びください。)	勤め(3 全日・4 パートタイム)の方 (4~8の中からお選びください。)
	1 農林漁業	4 経営・管理職
	2 商工サービス業	5 専門・技術職
	3 自由業	6 事務職
		7 技能・労務職
		8 販売・サービス職

F 4 お勤め先あるいは通学先はどちらですか。(Oは1つだけ)

1	川崎市内(お住まいと同じ区)	5	東京都(23区内)
2	川崎市内(お住まいと別の区)	6	東京都(23区以外)
3	横浜市	7	その他
4	神奈川県内(川崎市・横浜市以外)	8	通勤・通学していない

F5 ふだん最寄り駅までどのような交通手段をご利用になりますか。(Oは1つだけ)

1	徒歩	3 バイ	ク(原付含む)	5	自動車(送迎含む)
2	自転車	4 バス			

1 持ち家(一戸建)

3 借家(一戸建)

4 借家(マンション・集合住宅等・公営住宅)

F 6	あなたの現在のお住まいは、	この中のどれにあたりますか。	(Oは1つだけ)
			() () ()

2 持ち家(マンション・集合住宅等) 6 社宅・寮・公務員住宅

5 借家(民間アパート・間借・下宿)

7 その他

F7	現在、同居しているご家族	疾は、あなたを含めて何人	いらっしゃいますか。(O	は <u>1つだけ</u>)			
1	1人	3 3人	5 5人	7 7人以上			
2	2人	4 4人	6 6人				
F 8 ご家族に中学生以下のお子さんはいらっしゃいますか。(〇は <u>1つだけ</u>)							
1	いる		2 いない				
F 9 65歳以上の方は同居していらっしゃいますか。(〇は1つだけ) (ご自分が 65歳以上の方は1に〇をつけてください。)							
1	เาอ		2 いない				
F10 あなたが現在お住まいの区はどちらですか。(Oは <u>1つだけ</u>)							
1	川崎区	3 中原区	5 宮前区	7 麻生区			
2	幸区	4 高津区	6 多摩区				
F11 あなたのお住まいの地域の様子は、次のどれにあたりますか。(〇は <u>1つだけ</u>)							
1	オフィスビル、商業ビル						
2							
4	3 新しく開発された住宅地域 4 住宅と工場が混在している地域						
5	まわりに田畑や山林など						
6	その他(具体的に:	0711370 126141 6 6 0 1 0 1 6 1 5 1 5 1 5 1 5 1 5 1 5 1 5 1 5 1 5)			
F12 町内会に加入していますか。(Oは <u>1つだけ</u>)							
1	เกล	2 いた	113				
最後に、川崎市の市政について、ご意見やご要望等がございましたら、どんなことでもご自由に記入してください。							
			 以上でアンケ ご協力大変ありがと	ートは終了です。 うございました。			

平成 24 年度 かわさき市民アンケート 報告書

平成 25 年 2 月発行

調査主体 川崎市総務局市民情報室市民の声担当

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

電話 044-200-2291

調査実施 社団法人輿論科学協会

〒151-8509 東京都渋谷区千駄ヶ谷4丁目8番地6号

電話 03-3401-1131